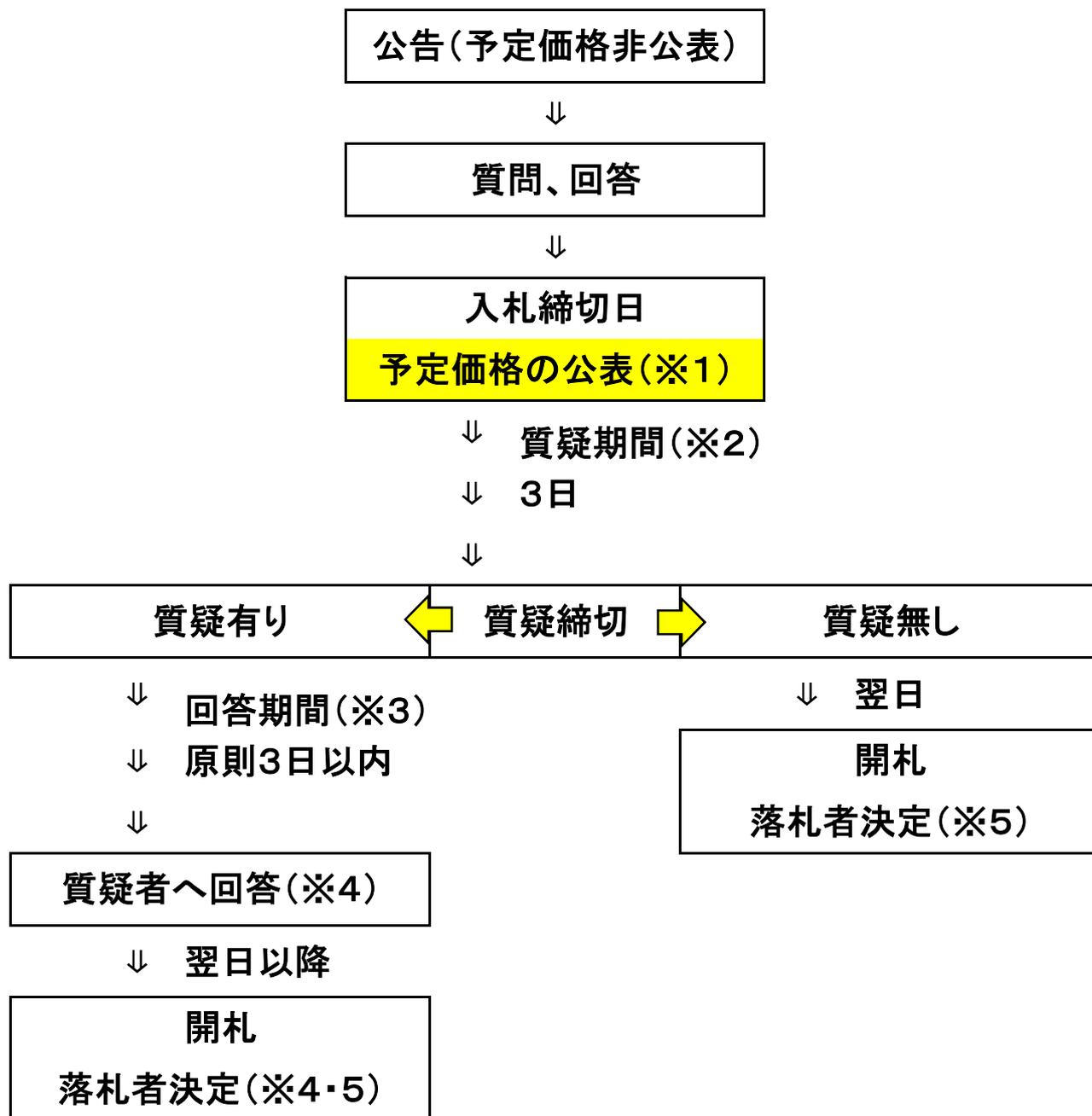


予定価格の事後公表及び質疑制度



(※1) 入札締切後直ちに入札情報公開システムで予定価格を公表

(※2) 予定価格を公表した日から起算して3日後(休日等を除く。)の正午まで

(※3) 質疑を締め切った日から起算して原則3日以内(休日等を除く。)

(※4) 当該入札契約事務を続行することが適当でないとき、当該入札を取り止めることがある。

(※5) 開札の結果、落札候補者がいない場合は、入札を取り止める。

質疑の有無による開札日の変動について

※質疑があった場合は、回答期間を設け、開札日を延期する。

※質疑が無かった場合は、質疑受付締切日の翌日に開札を行い、回答期間は設けない。

